

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業施行規程を廃止する条例（平成30年6月11日京都市条例第19号）（建設局都市整備部市街地整備課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業施行規程は、太秦東部地区第一種市街地再開発事業を施行するために定められたものですが、当該事業の終了により存続させる必要がないので、これを廃止することとしました。

この条例は、平成30年6月11日から施行することとしました。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業施行規程を廃止する条例を公布する。

平成30年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第19号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業施行規程を廃止する条例

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業施行規程は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（建設局都市整備部市街地整備課）